

役員等報酬規程

社会福祉法人志純会

社会福祉法人志純会役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人志純会の役員等に報酬を支給する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 評議員、役員、顧問・相談役並びに評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」という。）に、報酬を支給することができる。ただし、財政状況によっては支給しない場合もある。

(報酬支給の対象となる役員等の職務)

第3条 報酬を支給することのできる役員等の職務は次のとおりとする。

一 理事長にあつては、次の職務とする

イ 理事会の開催

ロ 法人の業務執行（定款施行細則の規定による専決事項）に係る職務

ハ 職務執行の報告業務

ニ その他理事会の決定に基づき、法人の内部的、対外的な執行業務

二 理事にあつては、次の職務とする

イ 理事会の開催

ロ 法人の業務執行の決定事項

ハ 理事の職務執行の監督

ニ 法人の業務執行に関する重要事項で、理事会において審議することが必要と認める事項

三 監事にあつては、次の職務とする

イ 理事の職務執行の監査及び監査報告書の作成

ロ 計算書類の監査

ハ 事業の報告要求業務、財産の状況調査

ニ 理事会及び評議員会への出席並びに報告、説明業務

四 評議員にあつては、次の職務とする

イ 評議員会の開催

ロ 理事及び監事の選任又は解任

ハ 役員等の報酬の額及び報酬等支給の基準の承認

ニ 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）の承認

- ホ 定款の変更
 - ヘ 残余財産の処分
 - ト 基本財産の処分等重要な財産の処分及び譲受け
 - チ 社会福祉充実計画の承認
 - リ 多額の借財
 - ヌ 重要な役割を担う職員の選任及び解任
 - ル その他評議員会で決議する法令又は定款で定められた事項
- 五 評議員選任及び解任委員会委員にあつては、次の職務とする。
- イ 評議員選任・解任委員会の開催
 - ロ 評議員選任及び解任に係る決議事項
- 六 顧問・相談役にあつては、次の職務とする。
- イ 法人運営に関する助言・指導
 - ロ その他理事長が認める重要事項

(報酬等の額)

- 第4条 役員等が、前条に係る業務に従事した場合は、別表1により報酬を支払うことができる。
- 2 非常勤の役員等が、会議等法人の業務に携わった場合の報酬は、日額報酬とする。
- 3 非常勤の役員等が、契約により法人の運営に関する業務に携わった場合は、月額報酬を支払うことができる。

(交通費)

- 第5条 役員等が、第3条に係る業務に携わったときの交通費は、実費相当額を支給することができる。
- 2 交通費は鉄道賃（急行料金、100km以上の特急又は新幹線料金、指定席料金等を含む。）、船賃、車賃、航空賃に要した費用を支給する。
- 3 事情により、自家用車等を利用した場合の交通費は、その区間の通常距離に応じて、職員の就業規則の例より支給する。

(費用弁償)

- 第6条 役員等が、第3条の規定による業務のために要した費用について、実費弁償することができる。
- 2 宿泊費は、宿泊にともなう室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料とし、必要な宿泊数に応じて支給する。

3 その他業務遂行に必要な経費は、その使途を明記した領収書等をもって実費を原則として支給する。

4 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複して支給しない。

(支給の方法)

第7条 報酬及び交通費等の支払いについては、現金又は銀行振り込みとすることができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

3 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支給する。

4 非常勤役員等にあつては、月の職務に従事した日数の合計額を翌月に支給する。

(適用除外)

第8条 法人の運営する施設等の常勤職員が、法人役員等を兼務している場合はこの規定を適用しない。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程を改正する必要がある場合は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年10月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

別表1 報酬等の額（第4条）

- 1 非常勤の役員等が、会議等法人の業務に携わった場合の日額報酬基準は次のとおりとする。
 - 一 1時間未満 支給しない
 - 二 1時間以上4時間未満 6,000円
 - 三 4時間以上6時間未満 9,000円
 - 四 6時間以上 11,000円

- 2 非常勤の役員等が、契約により法人の運営に関する業務に携わった場合の月額報酬基準は次のとおりとする。
 - 一 一人につき 月額 10万円以内

- 3 役員等に対する各年度の報酬総額は、300万円以内とする。

- 4 評議員に対する各年度の報酬総額は、30万円以内とする。

参考

- 1 評議員会 $3\text{回}/\text{年} \times 8\text{人} \times 11,000\text{円} = 264,000\text{円}$
小計 264千円
- 2 非常勤役員（副理事長） $5\text{回}/\text{月} \times 12\text{月} \times 11000\text{円} \times = 660,000\text{円}$
- 3 非常勤役員（契約＝宮下理事） $50,000\text{円}/\text{月} = 600,000\text{円}$
- 4 非常勤役員等（空井宏行評議員） $40,000\text{円}/\text{月} = 480,000\text{円}$
- 5 理事会 $5\text{回}/\text{年} \times 6\text{人} \times 9,000\text{円} = 270,000\text{円}$
- 6 監事 監査 $2\text{回}/\text{年} \times 2\text{人} \times 11,000\text{円} = 88,000\text{円}$
評議員会、理事会 $8\text{回}/\text{年} \times 9,000\text{円} \times 2\text{人} = 144,000\text{円}$
- 7 評議員選任・解任委員 $2\text{回}/\text{年} \times 3\text{人} \times 9,000\text{円} = 54,000\text{円}$
- 8 その他役員 $5\text{回}/\text{月} \times 12\text{月} \times 11000\text{円} \times = 660,000\text{円}$
小計 2,956千円